

佐賀県教育委員会訓令甲第一号

本 庁

教育事務所

教育機関

佐賀県教育委員会が管理する歴史的公文書の保存等に関する規程（平成二年佐賀県教育委員会訓令甲第二号）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。